様式第二号の九（第八条の四の六関係）

（第１面）



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　　8年　6月　22日

茨城県知事　　殿

提出者
住　　所　茨城県神栖市砂山11番地1
氏　　名　三洋化成工業（株）鹿島工場
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名
工場長　山崎　芳晃
電話番号 0479-46-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和　7年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三洋化成工業（株）　鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山11番地1
事業の種類	化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

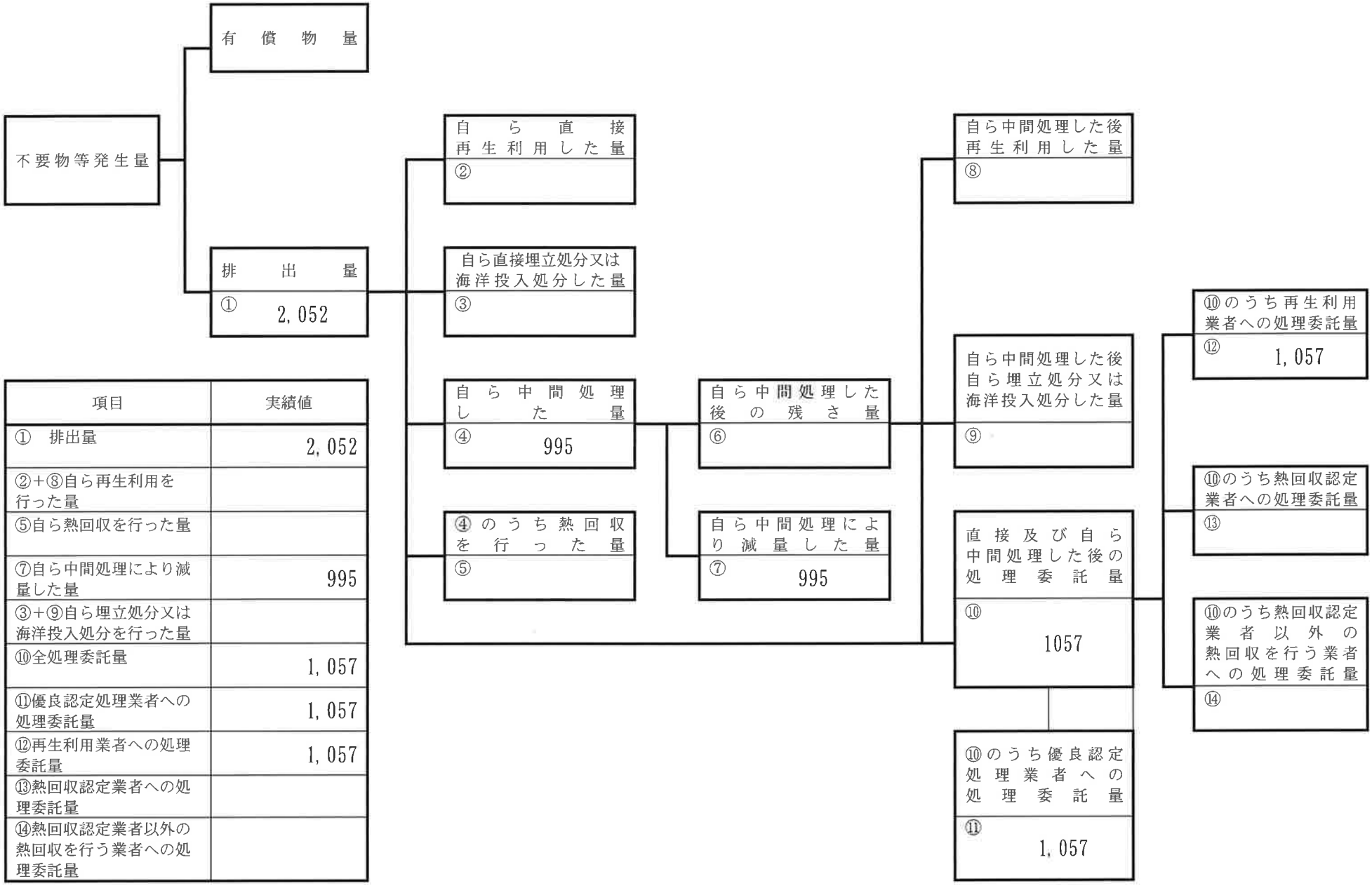
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,962t	全処理委託量	1,657t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	1,645t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	1,657t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	995t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

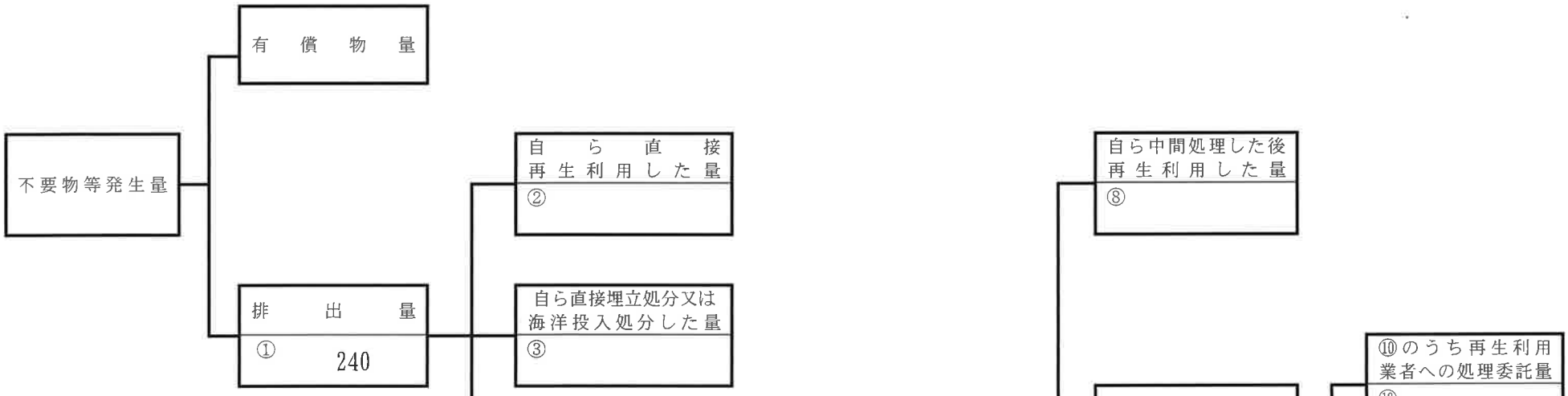
計画の実施状況　（産業廃棄物の種類：廃油　）



項目	実績値
①　排出量	2,052
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	995
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	1,057
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1,057
⑫再生利用業者への処理委託量	1,057
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

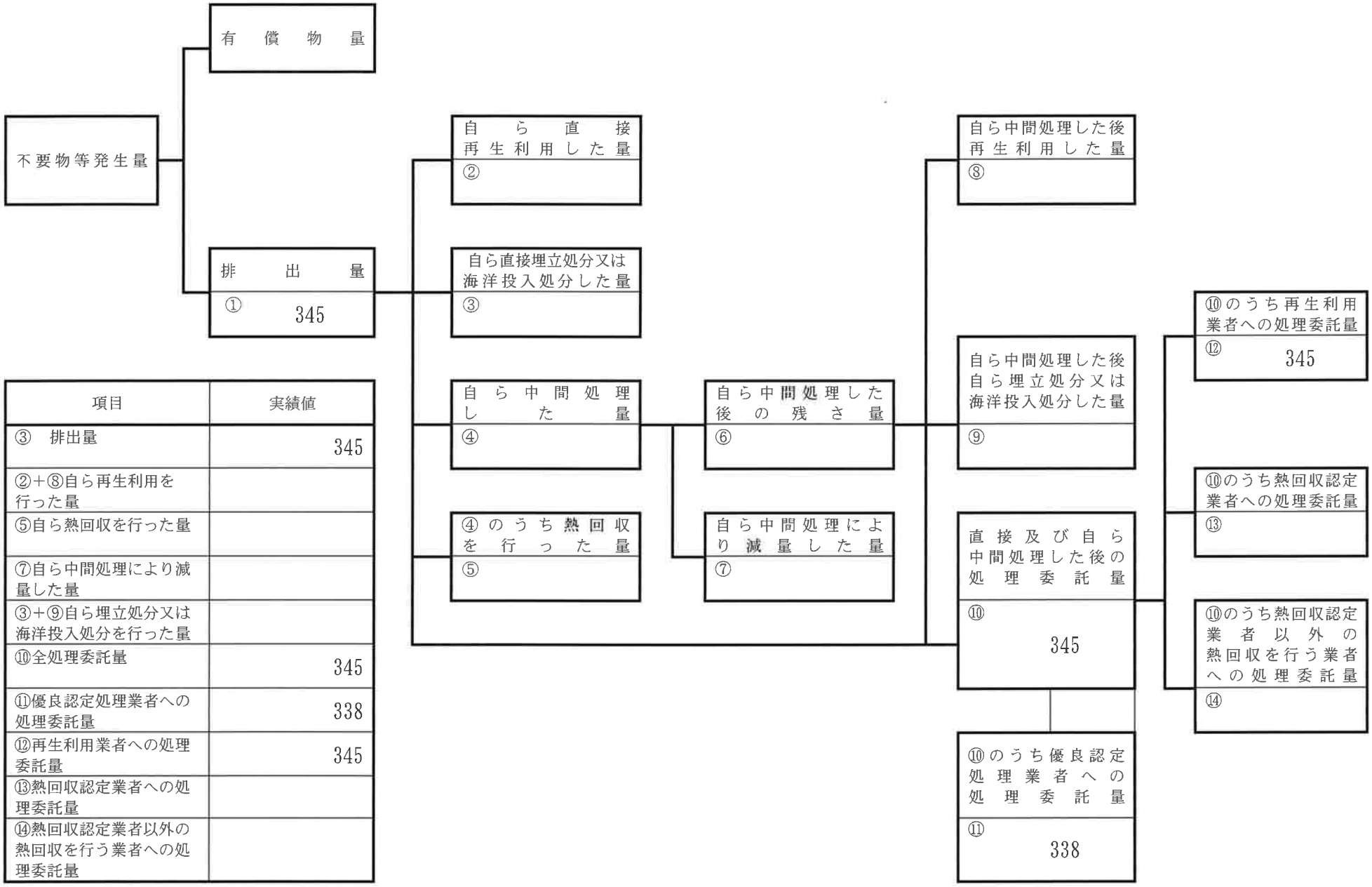
計画の実施状況

（産業廃棄物の種類：汚泥　　）



項目	実績値
②　排出量	240
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	240
⑪優良認定処理業者への処理委託量	240
⑫再生利用業者への処理委託量	240
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

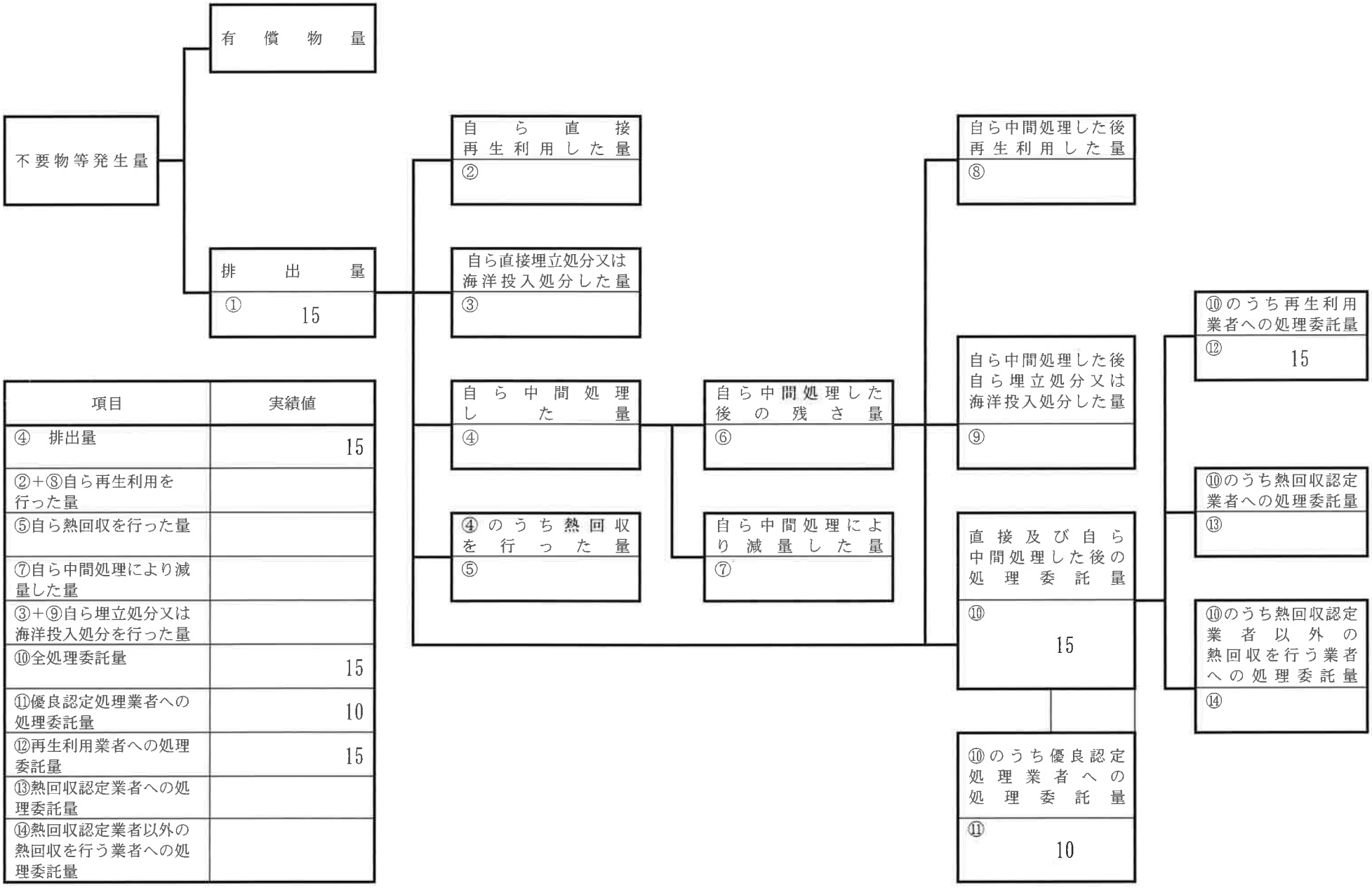
計画の実施状況　（産業廃棄物の種類：廃プラスチック　）



項目	実績値
③　排出量	345
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	345
⑪優良認定処理業者への処理委託量	338
⑫再生利用業者への処理委託量	345
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

（産業廃棄物の種類：金属屑等　　）



項目	実績値
④　排出量	15
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	15
⑪優良認定処理業者への処理委託量	10
⑫再生利用業者への処理委託量	15
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

1　翌年度の6月30日までに提出すること。

2　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3　「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4　第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1)　①欄　当該事業場において生じた産業廃棄物の量

(2)　②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3)　③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(4)　④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5)　⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6)　⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7)　⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8)　⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9)　⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量

(10)　⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11)　⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12)　⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13)　⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14)　⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5　第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6　産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙

廃棄物処理に関する管理体制

廃棄物統括責任者		三洋化成工業株式会社　鹿島工場　　工場長
工場廃棄物管理責任者		環境保安G長
部署廃棄物管理責任者		部署長
廃棄物担当		環境保安G　　組織人数　　9名
役割	廃棄物統括責任者	・廃棄物管理基準の運営を廃棄物管理責任者に行わせるとともに 法及び廃棄物管理基準で定める事項を統括管理する。
	工場廃棄物管理責任者	・法及び基準の遵守 ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の選任 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・個々の廃棄物管理業務を環境保安課員に行わせる。 ・その他関係する事項
	廃棄物管理責任者 産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 （環保G員）	・当該法定資格を有するものから、選任された特別管理産業廃棄物責任者は 廃棄物について適切な方法で保管、処理、処分を行う。 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・電子マニフェストの運用 ・監督官庁への各種報告
	部署廃棄物管理責任者	・自部署が管理する作業、施設から発生する廃棄物及び処理施設を管理する。 ・法及び基準の遵守

廃棄物管理組織図

